

健康保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 健康保険法の一部改正等に対する修正

- 1 薬剤について要指導医薬品又は一般用医薬品との代替性を判断する観点の追加
一部保険外療養に係る薬剤について要指導医薬品又は一般用医薬品との代替性を判断するに当たっては、有効成分の同一性及び分量、用法、用量、効能、効果等の観点からみる旨を追加する。
(健康保険法第六十三条第二項第六号及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第六号関係)
- 2 一部保険外療養を定めるに当たっての要件の追加
厚生労働大臣が一部保険外療養を定めるに当たっては、療養を受ける者の必要かつ適切な受診が抑制されることがないようにするものとするを追加する。
(健康保険法第六十三条第八項及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第八項関係)
- 3 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必要な事項を定めるに当たっての考慮事項等の追加
 - (1) 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必要な事項を定めるに当たっては、高額療養費の制度が医療保険制度等において国民の生命及び生活を守る上で欠くことのできない中核的な役割を果たすものとなるようにする旨を追加する。
 - (2) 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必要な事項を定めるに当たっての考慮事項として、療養を受ける中低所得者の家計に与える影響及び療養を受ける者の必要かつ適切な受診に与える影響を追加する。
 - (3) 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必要な事項を定めるに当たって考慮すべき影響の考慮に当たっては、療養に必要な費用の負担が療養を受ける者の生活等に係る経常的な支出を除いた家計の負担能力に応じたものとなるよう、及び長期にわたって継続的に療養を受ける者の療養の全期間についてその開始の時期から当該療養に必要となる費用の負担が軽減されるよう配慮するものとする旨を追加する。
(健康保険法第一百五十五条第二項、船員保険法第八十三条第二項、国民健康保険法第五十七条の二第二項、高齢者の医療の確保に関する法律第八十四条第二項、国家公務員共済組合法第六十条の二第二項及び地方公務員等共済組合法第六十二条の二第二項関係)

第二 高額療養費等の制度の見直しに関する検討条項の追加

1 政府は、高額療養費等（医療保険各法等の規定により支給される高額療養費及び高額介護合算療養費をいう。以下同じ。）の制度に関し、この法律による改正後の医療保険各法等の高額療養費等に係る規定の趣旨を踏まえ、令和九年八月一日までに、次に掲げる基本方針に基づき、全ての国民が安心して医療を受けられる環境の整備を図るための抜本的な改革について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

① 療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養を受ける者の必要かつ適切な受診に与える影響を把握するため、次に掲げる事項についての調査を行うこと。

イ 高額療養費等の支給を受ける者の給与その他の収入の状況及び当該収入の変動状況

ロ 高額療養費等の支給を受ける者の子等の扶養に係る支出、とりわけ教育費に係る支出その他の支出の状況

ハ 高額療養費等の支給を受ける者の療養等の状況その他の生活の実態

② 高額療養費等の支給を受ける者の収入の状況その他の状況に応じ、きめ細かく、かつ、高額療養費等の支給を受ける者の利便性に配慮した支給要件、支給額、支給方法等とすること。

③ 高額療養費等の支給要件、支給額その他高額療養費等の支給に関する事項を定めるに当たっては、次に定めるところによる手続をとるものとする。

イ 社会保障審議会の意見を聴くこと。

ロ イの手続において、あらかじめ高額療養費等の支給額の算定に関する資料その他の必要な資料を提示して、高額療養費等の支給を受ける者、高額療養費等に係る医療に従事する者、高額療養費等に関して学識経験を有する者その他関係者の意見を聴くための措置を講ずること。

(附則新第二条第三項関係)

2 政府は、1による措置が講じられるまでの間における高額療養費等の制度に関し、次に掲げる事項について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

① 月間の自己負担限度額（月間の高額療養費の支給額の算定に当たり一部負担金等の額を合算した額から控除することとなる額をいう。以下同じ。）に係る所得区分については、令和七年八月における月間の自己負担限度額に係る所得区分より細分化した所得区分ごとに定めることとし、当該所得区分ごとの月間の自己負担限度額のうち療養に要した費用の額に基づき算定される部分を除いたもの（以下「月間の自己負担限度額の水準」という。）については、同月における月間の自己負担限度額の水準におおむね百分の百七（地方税法の規定による市町村民税が課されない者等に係るものにあつては、おおむね百分の百四・五）を乗じて得た額を超えない範

圏内とすること。

- ② 年間における一部負担金等の額（高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額。以下同じ。）を合算した額が一定の額を超える場合に年間の高額療養費を支給する制度を設けることとし、当該制度に係る年間の自己負担限度額（当該高額療養費の支給額の算定に当たり年間における一部負担金等の額を合算した額から控除することとなる額をいう。以下同じ。）については、令和七年八月における多数回該当の特例制度の適用により引き下げられた月間の自己負担限度額に十二を乗じて得た額を超えない範囲内において、同月における月間の自己負担限度額に係る所得区分より細分化した所得区分ごとに定めること。
- ③ 高額介護合算療養費に係る自己負担限度額（高額介護合算療養費の支給額の算定に当たり年間における一部負担金等の額並びに介護サービス利用者負担額（高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額）及び介護予防サービス利用者負担額（高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額）を合算した額から控除することとなる額をいう。）については、年間の自己負担限度額に係る所得区分及び当該所得区分ごとの年間の自己負担限度額を踏まえて定めること。

(附則新第二条第四項関係)

第三 その他

- 1 第一の3の施行期日は、令和九年八月一日とする。 (附則新第一条第五号関係)
- 2 その他所要の規定の整理を行う。